

社団法人 飯田青年会議所

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人飯田青年会議所(以下「本会議所」という)という。

(事務所)

第2条 本会議所の事務所は、長野県飯田市常盤町41番地に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を集約し、明るい豊かな地域社会の研究、開発に積極的に参画し、指導力の開発、向上に資するとともに、社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、国家的、国際的理解と親善を図ることにより相互信頼を増進し、人類の幸福を願い、日本及び世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人若しくはその他の団体の利益を目的とした事業を行ってはならない。

2

本会議所は、特定の政党のために活動してはならない。

(事業)

第5条 本会議所は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会、教育及び文化に関する研究並びにそれらの改善、発展に関する事業
- (2) 地域社会開発に関する調査及び研究並びにその推進事業
- (3) 指導力の開発及び向上のための訓練並びに研修と親睦に資するための事業
- (4) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所及び国内国外の青年会議所並びにその他の団体との提携
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び会費

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の5種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員

- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員
- (5) 準会員

(正会員)

第7条 正会員は、飯田市及びその周辺に居住又は勤務する20歳以上40歳未満の品格ある青年でなくてはならない。ただし、年度の途中において40歳に達したときは、その年度末まで正会員の資格を有するものとする。

2 本会議所に入会を希望する者は、正会員2名以上の責任ある推薦により別に定める入会手続きにより、申し込むものとする。

3 入会の諾否は理事会が決定する。

(特別会員)

第8条 特別会員は、40歳に達した年の年度末までに正会員であった者で、理事会で承認されたものをいう。

2 特別会員に関する細目は別に定める。

(名誉会員)

第9条 名誉会員は、本会議所の功労ある者のうちから理事会の推薦により、総会において決定するものとする。

2 名誉会員に関する細目は別に定める。

(賛助会員)

第10条 賛助会員は、本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を賛助しようとする個人又は法人のうちから、理事会の決定により入会することができる。

2 賛助会員に関する細目は別に定める。

(準会員)

第11条 準会員は、所定の入会手続きを完了した者が、その年度の限り資格を有する。

2 準会員に関する細目は別に定める。

(入会金及び会費等)

第12条 正会員は、入会に際して入会金を納入しなければならない。ただし、理事会が特に認めた場合においては、納入を免除することができる。

2 正会員、賛助会員及び特別会員は、所定の納期に会費を納入しなければならない。

3 入会金及び会費の額及び徴収方法は総会において別に定める。

(休会)

第13条 正会員は、正当な理由により会議及び諸事業に出席できない場合は休会願を提出し、理事会の承認を得て休会することができる。

2 休会に関する細目は別に定める。

(会員の資格喪失)

第14条 会員は、次の理由により資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第15条 退会を希望する会員は、退会届を提出しなければならない。

2 年度の途中で退会しても既納の会費は返還しない。また退会届を提出しても、その年度の会費及びその他の未納金は納入しなければならない。

3 退会に関する細目は別に定める。

(除名)

第16条 会員が次の各号の一に該当するときには、総会において出席会員の4分の3以上の議決によりこれに除名することができる。

- (1) 本会議所の名誉を傷つけ、又は趣旨に反する行為のあったとき。
- (2) 会費納入義務を履行しないとき。
- (3) 出席義務を履行しないとき。
- (4) その他会員として、適当でないと認められたとき。

2 前項により除名しようとするときは、除名に議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 除名に関する細目は別に定める。

第3章 役員等

(役員の種類及び員数)

第17条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 17人以上22人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上4人以内を副理事長とし、1人を専務理事とする。

(役員資格及び任免)

第18条 役員は、本会議所の正会員であることを要し、総会において選任及び解任される。

2 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

3 役員を選任の方法は別に定める。

(役員任期)

第19条 役員任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 年度の途中で選任された役員任期は、その期の末までとする。

3 役員任期が満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員職務)

第20条 理事は、理事会を組織し、本会議所の業務の執行を決定する。

2 理事長は、本会議所を代表し、所務を総理し、理事会を招集する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を処理するとともに会計を主管する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

6 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。

(直前理事長)

第21条 本会議所に、直前理事長を置く。

2 直前理事長は、前年度の理事長をもって充てる。

3 直前理事長は、理事会に出席して意見を述べるができる。

4 直前理事長の任期は、第19条第1項の規程を準用する。

(顧問)

第22条 本会議所に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、特定の重要な事項について、理事会の諮問に応ずる。

4 顧問は、理事会に出席して意見を述べるができる。

5 顧問の任期は、第19条第1項の規程を準用する。

第4章 会議

(会議の種類)

第23条 会議は、正会員をもって構成される総会及び理事をもって組織する理事会の2種とする。

(総会の種類及び召集)

第24条 総会は、定時総会と臨時総会に2種とし、理事長がこれを召集する。

2 定時総会は毎年1月及び12月に開催し、臨時総会は理事長が必要と認めたとき又は監事若しくは5分の1以上の正会員が会議の目的たる事項を示して請求したとき、開催する。

3 総会の召集は、少なくともその開催日の5日前までに正会員に対し総会の議事事項、日時及び場所を記載した書面で通知する。

(総会の成立及び議事)

- 第25条 総会の定足数は、正会員の3分の2とする。
- 2 総会の議長は、出席正会員のなかから理事長が指名する。
- 3 総会の議決は、この定款で別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 4 委任状による出席及び表決権の行使は、正会員に委任した場合に限り有効とする。

(総会の議決事項)

第26条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 本会議所解散及び残余財産処分方法の決定
- (6) 規程の制定、変更及び廃止
- (7) 会員の除名
- (8) その他特に重要な事項

(議事録)

第27条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長のほか、出席会員のうちから選出された2人以上の会員が、署名捺印しなければならない。
- 3 前2項の規程は、理事会の議事についても準用する。

(理事会の種類及び召集)

第28条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、原則として毎月2回これを開催し、臨時理事会は、理事長が必要と認めるとき又は理事4分の1以上の要求があるときは理事長がこれを招集する。

(理事会の成立及び議事)

第29条 理事会の定足数は理事数の3分の2とする。

- 2 理事会の議長は理事長がこれにあたる。ただし、その理事会が議長選出を行う場合はこの限りではない。
- 3 議事は、出席理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(理事会の議決事項)

第30条 次の掲げる事項は、理事会で議決する。

- (1) 総会に提出すべき議題に関する議案
- (2) 定款及び諸規程において理事会議事として定める事項
- (3) 総会から委託された事項
- (4) 前号までに掲げるもののほか、理事長の付議した事項

第5章 例会及び委員会

(例会)

第31条 本会議所は、別に定めるところにより、毎月1回以上例会を開く。

(委員会)

第32条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を研究、審議及び実施するために、別に定めるところにより委員会を設置することができる。

第6章 事務局

(事務局の設置)

第33条 本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。

(事務局員)

第34条 事務局には事務局員を置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置き、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(細則)

第35条 前2条のほか事務局に関して必要な事項は、理事会の承認を経て別に定める。

第7章 資産と会計及び管理

(資産の構成)

第36条 本会議所の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 年度当初の財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 基金
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第37条 本会議所の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は別に定める。

2 資産のうち現金は、金融機関に預け入れるものとする。(会計年度)

第38条 本会議所の会計年度は、毎月1月1日に始まり12月31日に終わる。

(予算)

第39条 本会議所の毎年度の収支予算は、議会の議決を経て定める。

(予算の区分及び執行)

- 第40条 本会議所の収支予算は、大科目及び中科目に区分するものとする。
- 2 本会議所の支出予算の金額は、各科目の間において、相互に流用してはならない。ただし、総会の承認を得た場合はこの限りではない。
- 3 予備費流用については理事会の議決により行うことができる。
- (決算)
- 第41条 収支決算は、年度終了後1月以内に、年度末現在の財産目録及び貸借対照表並びに正味財産増減計算書とともに監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。
- (特別会計の設置)
- 第42条 本会議所は、収益事業を行うため又はその他の理由により必要なときは特別会計を設けることができる。
- 2 前項の特別会計から生じた収益又は剰余金の処分は、理事会の議決による。
- (定款、その他の書類の備付け)
- 第43条 理事長は、定款、諸規定、総会議事録、財産目録、会員名簿及び会計書帳簿を、本会議所事務局に備えておかななければならない。
- 2 理事長は、正会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がなくこれを拒んではならない。

第8章 定款の変更と解散

(定款の変更)

- 第44条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得て、これを変更することができる。
- 2 理事長は、この定款が変更されたときは、直ちに、変更後の定款を社団法人日本青年会議所に提出するものとする。

(解散)

- 第45条 本会議所は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第68条第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県知事の認可を得たとき解散する。

(残余財産の処分)

- 第46条 本会議所の解散の場合の残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を経、かつ、長野県知事の許可を得て、本会議所と目的の類似する公益法人その他の団体に寄附するものとする。

第9章 補足

(施行細則)

第47条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付則 本定款は平成5年1月1日よりこれを実施する。

本定款第3条及び第5条については、主務官庁の認可を得て直ちに実施する。

本定款の改正規定は、平成18年1月1日よりこれを実施する。